

学術会議問題の経緯と本質

東北大学名誉教授 小田中聰樹

(目 次)		
一	問題の発端と任命拒否	1
二	学術会議法・学問の自由・公選制	5
三	推薦・任命制への変化	6
四	問題の所在の整理	7
五	学問とはいかなる営為か (1)	8
六	学問とはいかなる営為か (2)	10
七	任命拒否の政治的狙い	11
八	任命拒否の真因は何か。	13
九	任命拒否を巡る攻防	14
一〇	「事前調整」という手口	17
一一	「事前調整」の正体	19
一二	抗議運動の拡がり	20
一三	結び	21
	(追補)	22

一 問題の発端と任命拒否

(1) 問題の発端

①@2020年10月1日菅内閣・加藤官房長官は、日本学術会議が推薦した新会員候補者105人のうち、次の6人を任命しなかったことを明らかにした(10月2日河北新報・赤旗)

6人とは、松宮孝明立命館大学教授(刑事法)、小澤隆一東京慈恵医大教授(憲法)、岡田正則早稲田大学教授(行政法)、宇野重規東京大学教授(政治学)、加藤陽子東京大学教授(歴史学)、芦名定道京都大学教授(キリスト教学)。

①拒否理由を加藤官房長官は明らかにせ

ず。その上で“首相の下の行政機関である学術会議について、政府側が責任をもって人事を行うのは当然だ”と述べた(前掲河北新報)。

◎10月2日菅首相は、“前政権からの引き継ぎ事項だ。そんなに問題なのか”と周囲に述べた。加藤官房長官も記者会見で“判断を変えることはない”と述べた(10月3日河北新報)。10月5日菅首相は、記者インタビューで“総合的・俯瞰的活動を確保する観点から判断した”と説明。

10月9日代表インタビューで“決裁前に見たリストは99人で105人の名簿は

見ていない”と語った(世界2020年12月号)。

(2) 任命拒否の理由

①②10月6日政府は、2018年11月13日付の内閣府日本学術会議事務局作成の次のような内部文書を公表した(10月7日河北新報。なお10月7日赤旗をも参照)。

“日本学術会議法で「学術会議は会員の候補者を選考し首相に推薦する」(17条)、「会員は推薦に基づいて首相が任命する」(7条)と定められていることを踏まえ、首相が推薦通りに会員を任命する義務があるかどうかを検討。憲法65条の「行政権は内閣に属する」と憲法72条の「首相は行政各部を指揮監督する」の趣旨に照らし「首相は人事を通じて一定の監督権を行使することができる」と明記した。

さらに“憲法15条の「公務員の選定・罷免は国民固有の権利」を引用し「首相が任命について国民、国会に責任を負えるものでなければならないことからすれば、首相に推薦の通りに任命すべき義務があるとまでは言えない」と記載。「任命すべき会員の数を上回る候補者の推薦を求め、その中から任命することも否定されない」とも記した。

⑥拒否理由文書の詳しいものは次の通り(11月13日赤旗)。

“1 日本学術会議の沿革等について

(1) 日本学術会議の設立経緯、設立趣旨等について

(中略) 政府や社会から尊重されつつその役割を十分に発揮できるような位置付け及び権限を付与し、安定的な運営を行うために必要な財政基盤を確保する観点から、日本学術会議は、科学に関する重要事項の審

議及び研究の連絡に関する事務を所掌し、政府からの諮問に対する答申、政府への勧告等を行う国の行政機関として設置されているところである。

(中略)

2 現行の会員選出方法について

(1) 会員の選出に係る規定について

(中略) 日学法(日本学術会議法)上、会員としての欠格条項は特段規定されていないが、会員に会員として不適当な行為があるときは、内閣総理大臣は、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができることとされている(日学法26条)。

(中略)

3 日学法7条2項に基づく内閣総理大臣の任命権の在り方について

内閣総理大臣による会員の任命は、推薦されたものについてなされなければならない、推薦されていない者を任命することはできない。その上で日学法17条による推薦のとおり内閣総理大臣が会員を任命すべき義務があるかどうかについて検討する。

(1)

まず、①日本学術会議が内閣総理大臣の所轄の下の国の行政機関であることから、憲法65条及び72条の規定の趣旨に照らし、内閣総理大臣は、会員の任命権者として、日本学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使することができるものであると考えられること

②憲法15条1項の規定に明らかにされているところの公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理からすれば、任命権者たる内閣総理大臣が、会員の任命について国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならないこと

からすれば、内閣総理大臣に、日学法 17 条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えないと考えられる。

(※)内閣総理大臣による会員の任命は、推薦を前提とするものであることから「形式的任命」と言われることもあるが、国の行政機関に属する国家公務員の任命であることから、司法権の独立が憲法上保障されているところでの内閣による下級裁判所の裁判官の任命や、憲法 23 条に規定された学問の自由を保障するために大学の自治が認められているところでの文部大臣による大学の学長の任命とは同視することはできないと考えられる。

(中略)

(2) 他方、会員の任命について、日本学術会議の推薦に基づかなくてはならないとされているのは、

①会員候補者が優れた研究又は業績がある科学者であり、会員としてふさわしいかどうかを適切に判断しうるのは、日本学術会議であること

②日本学術会議は、法律上、科学者の代表機関として位置づけられており、独立して職務を行うこととされていること

③(中略)科学者が自主的に会員を選出するという基本的な考え方に変更はなく、内閣総理大臣による会員の任命は、会員候補者に特別職の国家公務員たる会員としての地位を与えることを意図していたこと

によることからすれば、内閣総理大臣は任命に当たって日本学術会議からの推薦を十分に尊重する必要があると考えられる。

(3) なお(1)及び(2)の観点を踏まえた上で、内閣総理大臣が適切にその任命

権を行使するため、任命すべき会員の数を上回る候補者の推薦を求め、その中から任命するということも否定されない(日本学術会議に保障された職務の独立を侵害するものではない。)と考えられる”。

②以上のような拒否理由を要約すれば、『学術会議が推薦した会員候補者の最終的任命権は内閣総理大臣にある。このことは、憲法 15 条 1 項が「公務員を選定し及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定する「国民主権の原理」からすれば、終局的任命権者の内閣総理大臣が国民及び国会に責任を負えるものでなければならず、推薦通りに任命すべき義務があるとまでは言えない』ということに帰着する。

③以上のような典型的な官僚作文的な理由づけの虚飾を剥ぎ取ってみれば、学術会議会員の任命権は、行政権の首長たる内閣総理大臣の専権に帰属するというに帰着する(行政権優位の権力的思考)。

④だがこの理由付けに決定的に欠落しているのは、「学問の自由」に対する尊重義務を行政権が法的に(憲法上・日本学術会議法上)負っていることについての憲法的考察である。

なお、このことについては後述するが、ここで加藤官房長官の記者会見での説明を記す(10月2日赤旗)。

“任命権者である政府側が責任をもって(任命)行うことは当然だ”“総理大臣の所轄であり、会員への人事権を通じて一定の監督権を行使することは法律上可能”“直ちに学問の自由の侵害にはつながらない”。

(3) 拒否された 3 氏の抗議

①②この拒否処分に対し、小沢、岡田、松宮の 3 氏は、10月1日学術会議総会で、連

名で次のような梶田会長宛ての要請書を配付し、「学問の自由」を侵害し学術会議の存立を脅かす前代未聞の事態だ、として抗議の意を表明した。その全文は次の通りである（10月2日赤旗）。

⑥日本学術会議会長殿

日本学術会議会員への任命拒否の撤回に向け総力であたることを求めます。

私たちは、2020年8月、第25-26期日本学術会議会員候補者として推薦されました。小沢は2008年10月から12年にわたり、岡田と松宮は2011年10月から9年にわたり、連携会員として日本学術会議の活動に誠心誠意参画してきました。私たちはこうした参画とこの度の推薦を荣誉なことと思ひ、会員候補者としての諸手続きを済ませ、事務局からの総会、部会等への出欠の問い合わせにも応じて、10月1日からの総会等への参加を準備していました。ところが、9月29日、突如として、内閣総理大臣による任命がなされない旨伝えられました。日本学術会議としても前代未聞の事態と聞きます。

私たちの日本学術会議会員への任命を拒むにあたり、内閣総理大臣からは理由など一切の説明がありません。これは、日本学術会議の推薦と同会議の活動への私たちの尽力をまったく顧慮しないものとして、到底承服できないものです。もしも私たちの研究活動についての評価に基づく任命拒否であれば、日本国憲法23条が保障する学問の自由の重大な侵害として断固抗議の意を表します。

また、今回の事態は、私たちだけの問題ではなく、日本学術会議の存立をも脅かすものです。日本学術会議は、「わが国の科学者

の内外に対する代表機関」（日本学術会議法2条）として、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」などの職務を「独立して」行い（同法3条）、「科学の振興及び技術の発達に関する方策、科学に関する研究成果の活用に関する方策、科学を行政に反映させる方策」などについて、「政府に勧告することができる」（同法5条）とされています。こうした日本学術会議の地位、職務上の独立性、権限は、会員の任命が内閣総理大臣の意のままになれば、すべて否定されてしまい、学問の自由は、この点においても深刻に侵されます。

貴職におかれては、このような重大問題をはらむ日本学術会議会員への任命拒否の撤回に向けて、会議の総力を挙げてあたることを求めます。

2020年10月1日

②この要請に即応し学術会議は、総会で10月2日任命拒否の理由説明と撤回とを求める要望書を決定し、菅首相に送付した（10月4日赤旗）。

第25期新規会員任命に関して、次の2点を要望する。

1 2020年9月30日付で山極寿一前会長がお願いしたとおり、推薦した会員候補

者が任命されない理由を説明いただきたい。

2 2020年8月31日付で推薦した会員候補者のうち、任命されていない方について、速やかに任命していただきたい。

(4) 任命拒否措置の「正当化」工作

①②政府は、10月6日の野党合同ヒア

リングで、首相に推薦通りに任命する義務はなく監督権があると確認する旨の内部文書(2018年11月13日付・安倍内閣時代)を提出・公表した(10月7日河北新報・赤旗)。

この文書は、“首相は、会員の任命権者として、日本学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使することができる”“首相に日学法(日本学術会議法)17条による推薦の通りに任命すべき義務があるとまでは言えない”と結論付けた上で、“首相が適切にその任命権を行使するため、任命すべき会員の数を上回る候補者の推薦を求め、その中から任命するという事も否定されない”

二 学術会議法・学問の自由・公選制

(1) ①②日本学術会議法が公布されたのは、戦後民主改革の一環として1948年7月10日(吉田内閣時代)である。そして第1回総会で、「日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明」を採択した。この声明は、「学問の自由」の確保とともに「これまでわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんと誓う」、とする誓いの言葉を述べている。

③声明を起草した末川博立命館大学総長(後述の瀧川事件で京大を抗議辞職した1人)は、反省の内容を次のように説明している(赤旗10月23日)。

「政治的な力が科学に圧迫を加え、科学を政治の奴隷のように扱った。そんな中で科学者が政治の使用人になったりなろうとした。声明は科学者の「過去の卑屈な態度につ

とする。

④なお、菅首相は、10月5日内閣記者会のインタビューの中で、任命拒否につき、“総合的、俯瞰的な観点の活動を確保する観点”と繰り返した(前述)。

それ自体としては全く無意味なこの理由付けの実質的な意味は何か。それは前述の2018年11月の文書が述べている“首相には推薦通りに任命する義務はない”ということである。

⑤ではこのような「学問の自由」無視、政権(行政権)優先の権力的処置がいかなる経緯を経て政府採用となったのか。項を改めて述べる。

いての反省であり、ざんげである」。

⑥学術会議は、このような深い反省に立脚して創立されたのである。

(2) ①②ここで、戦前・戦中の政治権力が学問に対して加えた弾圧の軌跡のごく概略を記せば、次の通りである(10月23日赤旗など)。

東大経済学部助教授森戸辰男筆禍事件(1920年)、京大経済学部教授河上肇事件、東大経済学部教授大森義太郎大学追放事件(1928年)など。なお、1925年治安維持法制定。1928年治安維持法大幅拡張(死刑・目的遂行罪の導入)。1933年瀧川事件。

瀧川幸辰京大教授(刑法)の学説が「マルクス主義的」などとして問題視され、瀧川教授は文部大臣により休職処分に付され免官された。これに抗議して京大法学部全員が処分反対声明を出して辞表を提出(最終的には8教授免官。のち1教授復職)。

1935年美濃部達吉著「憲法撮要」(天皇機関説を主張)。

②概略以上のような歴史的経緯が示していることは、「学問の自由」への政治権力の攻撃・弾圧が「国民の自由・人権」の全面的剥奪・弾圧の契機となったこと、その意味で「学問の自由」とは「国民にとっての自由・

三 推薦・任命制への変化

(1)ところが1983年改定(中曽根内閣時代)により、会員の公選制は、推薦・任命制とされた。

“日本学術会議は・・・優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、・・・内閣総理大臣に推薦するものとする(17条)。会員は、17条の規定による推薦に基づいて内閣総理大臣が任命する(7条)。”

(2)①このようにそれ迄の公選制が推薦制・任命制に改定されたが、当然のことながらこれにより政治権力の介入が懸念された。

そこで同改定の国会審議に於いて“公選制の廃止は有権者の選出権を奪うことになるが、これについてどう考えるか”との質問が出ることを想定した内閣法制局は、次のような回答を用意した(「法律案審議録」収録)(10月6日赤旗)。

“推薦制に改められる結果、有権者という概念がなくなるが、科学者が自主的にその代表者を選出するという点において変わり

四 問題の所在の整理

(1)①上述のような曾ての政府解釈が2018年11月13日付内閣府日本学術会議事務局作成の内部文書(首相の会員任命義務を否定する前掲文書)(赤旗2018年

人権」であるということである。

③このような歴史的経緯の教える苦難の歴史的教訓に学び制定された日本学術会議法は、「学問の自由」を基本原理に据え、学術会議会員の公選制を採り、独立性のある科学者代表機関として創設されたのである。

はない。現在の有権者である科学者が会員の選出に関与する点においては基本的に同じである。”

また中曽根首相は、国会で、“政府が行うのは形式任命に過ぎない”と答弁した。丹羽総務庁総務長官も“学会のほうから推薦した者は拒否しない。その通りの任命をしていく”とした(1983年5月12日参院文教委、同年11月24日同委)。

そして学術会議に対し首相の有する権限は、“(法律に規定するものを除き)指揮監督権を持っていないと考える”とされ、その上で具体例として、予算、事務局職員人事、庁舎管理、(会員の)海外派遣命令などに限っている、と説明された(前掲「法律案審議録」)。

②このような解釈的説明により、推薦・任命制の下にあっても、学術会議は政治権力からの独立制を維持することが可能になるとされた。

11月13日)により骨抜きにされ否定されようとしていることが、2020年10月に生じた6氏任命拒否によって明らかになっている。

②この政府解釈がいかに誤っており「学問の自由」の憲法的・国民的な重要性に基づく学術会議の独立制を侵害・否定する違法なものであるか、について述べれば次の通りである。

(2) ①まず問題の所在を明らかにするため、被処分者の小沢、岡田、松宮、芦名の4氏の指摘(10月23日の外国特派員協会での会見)を引用する(10月24日赤旗)。

小沢隆一・東京慈恵医大教授(憲法)は、学問の自由が保障されず、科学が戦争に動員された戦前の教訓を踏まえて憲法23条に「学問の自由」が明記されたと指摘。学術会議は憲法に基づき、権力から独立して提言を行うことを職務としており、「任命拒否は学術会議の任務と職務を妨げる」として撤回を訴えた。

岡田正則・早稲田大学大学院教授(行政法)は、「違憲・違法だ。会員の適否を政治が決めれば学術会議の独立性は破壊される。学問の自由の制度的枠組みの破壊であり、憲法23条違反だ」と批判した。

松宮孝明・立命館大学大学院教授(刑法)は、憲法15条1項(国民の公務員の選定・罷免権)が任命拒否の根拠とされていることについて、「菅首相はどのような公務員であっても自ら選定・罷免することができる」と宣

言した。ナチスのヒトラーでさえ、全権掌握のために特別法を必要とした。首相は現行憲法を読み替え、独裁者になろうという恐ろしい話だ」と告発した。

芦名定道・京都大大学院教授(キリスト教)は、任命拒否の背景に、軍事研究をめぐる問題があると指摘。「日本の科学技術を政府がコントロールしようとしているなかで、いまの問題が起こっている」と述べた。

②このような指摘の示すように問題の所在は、①「学問の自由」の保障は歴史の教訓の所産であること(小沢・松宮)。②憲法23条「学問の自由」の違反であること(小沢・岡田)。③公務員の選定・罷免権を首相に付与することは首相を独裁者とするものであること(松宮)。④背景に科学・技術と軍事研究推進・軍拡政策とを巡る問題があること(芦名)である。

③そこで以下では、②③④の順で私見を交えて述べることにする。なお①については既に本稿の二(2)で概略述べたので省略し、②の問題から述べることにする。なお、この問題の考察の順序として、「学問の自由」とはいかなる特質を持つものかを、次いで学問とはいかなる営為(営み)かという観点から取り上げることにする。

五 学問とはいかなる営為か(1)

(1) ①「立憲デモクラシーの会」が2020年10月6日に発表した声明「菅首相による日本学術会議会員の任命に関する声明」は、「学問の自由」の意味につき次のよ

②「立憲デモクラシーの会」の声明(全文)

①10月1日、菅義偉首相は、日本学術会議の新会員の候補者105名のうち、6名を除外して任命した。除外の理由は示されていない。2004年の法改正で日本学術会議が候補

うに述べている(10月7日赤旗)。考察を進める上で参考となるものなので、その全文を掲記する(なお項目番号は便宜上小田中がつけた)。

者を推薦する方式がとられて以来、同会議の推薦する候補者を首相が任命しないのは初めてのことである。

②日本学術会議法は、同会議は210名の会員で組織され、会員は、同会議が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し…内閣総理大臣に推薦する」ものとする（同法17条）。会員の任命権者は内閣総理大臣であるが、任命は日本学術会議の「推薦に基づいて」行われることとされている（同法7条2項）。

③一般に、「何々に基づいて」という文言は、行政機関の権限行使を強く拘束するものと理解されている。しかも、日本学術会議法は、同会議が「独立して」その職務を行うものとしており（同法3条）、同会議の政府からの独立性を尊重すべき旨を明確にしている。同会議による会員候補者の推薦は、内閣総理大臣の任命権の行使をとりわけ強く拘束するものと理解することができる。

④今回の首相の行動は、現政権が学問の自由を掘りくずそうとしているのではないかとの強い懸念を与える。

学問の自由は、一般国民の学問研究の自由を保障するだけでなく、大学の教員を中心とする高等研究教育機関の構成員の権利をとくに保障している。

⑤学問の自由は、研究の内容および手続につき、研究者間での相互批判と検証を可能とするべく研究の内容および手続について厳しく規律が課される点で、表現の自由や思想・良心の自由などの他の精神的自由権とは大きく異なる。研究の内容および手続に関する厳密な規律があってはじめて、社会全体の中長期的な利益に大きく貢献する研究業績を生み出すことができる。学問の自由の意味は、こうした規律があくまで、大学をはじめとする学術機関や各分野の研究者集団の自律に委ねられるべき点に存する。

⑥学問研究の成果が、しばしば社会の既成の価値観やその時々々の政府の政策への批判やその変革をもたらすこと、そのために社会や政治部門の側からの敵対的反応を招きがちであることから、外部の政治的・経済的・社会的圧力に抗して各学問分野の自律性を保護すべき必要性もそれだけ大きい。日本国憲法が学問の自由を保障する条項を特別に設けているのもそのためであるし、また、日本学術会議法が、会員の人事について同会議の独立性・自律性を強く求めているのも、科学者集団の自律性が保障されてはじめて、同会議の目的である、我が国の「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させる」ことが可能となるからである。

⑦今回の6名の候補者の除外について、加藤勝信官房長官は、政府が日本学術会議に対して、「会員の人事などを通じて、一定の監督権を行使することは法律上可能になっている。直ちに学問の自由の侵害にはつながらないと考えている」と述べ、さらに「専門領域での業績にとらわれない広い視野に立って、…しっかりと精査していくのは当然のこと」と述べたと伝えられているが、これまで説明してきたように、こうした権限行使がそもそも「法律上可能になっている」とは言いがたいし、各専門領域での研究者による評価を政府が「広い視野」という名目に基づいて覆すことは、学問の自由の侵害そのものである。首相は今回の権

限行使を直ちに撤回し、6名の候補者を会員に任命すべきである。過ちを改めるについて憚りがあるべきではない。

(2) ①声明へのコメント

A 第1項目・第2項目については特にコメントすべきことはない(菅内閣の任命拒否措置の経過については本稿一で前述した。)

B ④「声明」は第3項目に於いて、「・・・に基づいて」とする憲法上の規定は6条に「天皇は国会に指名に基づいて内閣総理大臣と最高裁長官を任命する」とあることを引用し、指名に強い拘束力があると指摘する。

⑤この指摘は正当である。加えてこの理は、国民主権の原理と天皇の象徴性とに由来するものと考えられる。

C ④学術会議会員の(政府の)任命権の行使は、「学術会議の推薦に基づく」とされている(学術会議法17条)。

⑥学術会議が「学問の自由」に由来する「機関としての独立性」(日本学術会議法3条)を有することからみて、推薦権が任命者たる政府に対し強い拘束力を持つことは当然の理である。

D ④声明は、第4項目で「学問の自由」が一般国民の学問研究の自由だけでなく、特に大学教員を中心とする高等研究機関の構成員(いわゆる研究者)の精神的自由の категорияに属するものとして保障したものだ、と指摘する。

⑦これは法理と歴史の実体とに即した正鵠を得た見解である。

E ④声明は第5項目で、「学問の自由」が研究の内容と手続との両面で研究者相互間での学問上の批判に曝され検証に耐え得るものでなければならないことを指摘し、

このこととの脈絡に於いて研究者集団の「自律」の重要性を強調している。正当である。

⑧なお私は、自立に加えて研究者の「良心」(良心の自由)の重要性を強調したいと考える(後述)。

F ④声明は、上述E④の観点から第6項で、日本学術会議の自律性・独立性が人事面で貫徹されなければならないと強調している。そして学問研究の成果が、しばしば社会の既成の価値観やその時々々の政府の政策への批判に赴きその変革をもたらすこと、そのために社会の政治部門の側からの敵対的反応を招きがちであること、そのために圧力に抗して各学問分野の自律性を保護すべき必要性もそれだけ大きいこと、を表明している。

そして声明は、学者集団の自律性が保障されてはじめて学術会議の目的(科学の向上発達、行政・産業・国民生活に科学を反映浸透させること)の達成が可能となる、とする。

⑨以上のように、声明は、学問という営みにとって学者・学者集団(学界・大学・研究機関・学術会議など)の「自律性」の保障の重要性を強調している。そして、この見地に立って菅内閣の任命拒否措置を批判し、その撤回を求めている。

(3) 学問の自由と良心

⑩以上のように、声明は「自律性」を学問の営みの中心的要素とする。私もその通りだと考えるが、この「自律性」を究極的に支え活性化するのは、前述のように、学者・研究者・その集団、そして国民の、真理・正義・

平和・自由・福祉を希求する「良心」だと考
える。

②10月9日、日本民主法律家協会は、任
命拒否に抗議する声明を出したが（法と民
主主義10月・552号）、その中で「良心
の自由」の侵害だとみて次のように指摘し
ていることは、以上の脈絡からみて重要な
ことだと考える。

「今回の任命拒否が、仮にも拒否された会
員候補者の学問研究内容ないし学問的知見

の表明を理由とするものであるならば、そ
れは各会員候補者の学問の自由（憲法23
条）を侵害するものであることは言うまで
もない。のみならず、民主主義国家の根本を
なす基本的人権である思想・良心の自由（憲
法19条）、表現の自由（憲法21条）を侵
し、一定の信条を持つことを理由とする差
別である点で法の下での平等（憲法14条）を
も侵害する。」

六 学問とはいかなる営為か（2）

（1）考えるに学問とは、人文・生命・理
学及び工学の分野での事物・事象を対象と
し、これらの事象について科学的・理性的に
分析し、その結果を体系化し、論理性・法則
性・普遍性・真理性を析出して「正しい」と
判断し、これを人間の福祉と平和の向上・維
持に資せんとする営みである。

（2）ではこの営み、とくに「正しい」と
する判断を保障（担保）するものは何か。そ
れは学者・研究者の良心であり、良心に基づ
く自由で独立した相互批判と自由・自律、開

かれた討議とである。

（3）④以上のようにして、学問という営
為にとって自由・独立・自律・良心・平和の
持つ意義は、決定的に重要である。

そして上述の脈絡からみて、戦争奉仕と
学問とはそもそも二律背反の両立不可能な
ものなのである。

⑤この見地に立って、戦争と学問・科学と
学術会議と任命拒否との問題について述べ
ることとしたい。

七 任命拒否の政治的狙い

（1）①④安倍政府（防衛省）は、201
5年度から「安全保障技術研究推進制度」を
設けた。本制度は、大学で民生用として研究
されているものを軍事用に転用する意図で、
政府が資金で助成する仕組みである。

本制度の本質・目的は、武器開発のための

学問と大学研究者の利用・動員である。

⑥この動きに対して学術会議は、201
7年3月に「軍事的安全保障研究に関する
声明」を公表し、批判し反対した。その要旨
は次の通りである（本稿（130）より再掲
する）。

日本学術会議は、1950年「戦争を目的とする科学の研究は絶対に行わない」旨の声明、
1967年「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を發した背景には、戦争協力への
反省と再び同様の事態が生じることへの懸念があった。われわれは大学等の研究機関にお
ける軍事的安全保障研究が学問の自由、学術の健全な発展と緊張関係にあることを確認し、

上記二つの声明を継承する。

学術研究が政府に制約、動員された歴史的経験を踏まえ、研究の自主性・自律性・公開性が担保されなければならない。軍事的安全保障研究では、研究の方向性や秘密性の保持をめぐり政府の介入が強まる懸念がある。

防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」は、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、(防衛省)職員が研究の進捗管理を行うなど政府の介入が著しく、問題が多い。学術の健全な発展から必要なのは民生分野の研究資金の充実である。

研究成果は科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的目的にも使用されうるため、研究の入り口で資金の出所等に関する慎重な判断が求められる。大学等の研究機関は、軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究について、技術的・倫理的審査制度を設けるべきだ。学協会等にもガイドラインの設定が求められる。

研究の適切性を廻り科学者コミュニティーで一定の共通認識形成の必要があり、科学界全体が考え続ける必要がある。日本学術会議は率先して検討を進めていく。

②この声明が指摘し明らかにしていることは、大学における軍事目的のための研究に対し学術会議が明確に反対の決意を表明すると共に、研究資金の出所について大学は審査制度を設けて研究の適切性についてのガイドラインを作るべきだ、としていることである。

(2) ①この学術会議声明の後に、「安全保障技術研究推進制度」への大学からの応

①まず予算総額、応募件数、採択件数の数値的推移を示す一覧表は次の通り。

募は、予算が激増したにも拘わらず同期間で58件から22件へと激減した(2015年度の3億円から2017年度には110億円へ)、(10月3日赤旗)。

②④ここで大学・研究機関・企業などに資金を提供し研究を委託する「安全保障研究推進制度」の6年間の「実績」がいかなるものか。その経過と現状を記せば次の通りである(赤旗2020年9月28日)。

安全保障技術研究推進制度

年度		2015	2016	2017	2018	2019	2020
応募件数 (単位・件)	企業など	29	10	55	49	34	71
	公的研究機関	22	11	27	12	15	40
	大学	58	23	22	12	8	9

採択件数	件数(大規模)	9	10	6	7	8	7	年 3900 万円
	件数(小規模)			8	5	7	5	
	件数(小規模)				8	6	9	
予算総額	億円	3	6	110	101	101	95	

◎ 2020年度の応募は過去最多の120件。21件を採択。大規模研究課題(最大で5年間・計20億円)は7件。小規模研究課題(最大で2年半・年3900万円・1300万円)は14件。

③これまで6年間の採択課題を分析した井原聡東北大学名誉教授(科学史・技術史)は、「基礎研究」だという印象操作の陰で、極超音速飛行体のエンジン部材、潜水艦の航行・通信・電力供給、各種センサー技術の開発、新素材開発、化学物質探知技術、電磁分野のパワーデバイス開発、艦船分野の高度化—といった軍事応用の研究開発が行われていると指摘。

④また前述の防衛省研究委託制度の創設と背景と変遷につき、前掲赤旗は装備庁係官執筆の論稿に依拠して、次のように指摘している。

“従来の防衛省の研究開発の手法では新たに出現する先端技術分野への対応が難しくなり、「優れた装備品を開発・装備化するには、広範な基礎技術領域に網を張り、優れた技術を効果的・効率的に装備品に反映させていく新たな仕組みが必要」となったことが背景にある。防衛省が期待する効果は、①民生分野に数多く埋もれている「防衛装備に将来適用可能な独創的技術を発掘し、

八 任命拒否の真因は何か。

(1)①②では任命拒否の真因は何か。まず注目すべきは、6人の学者が政府の“戦争に連動する政策”に抗する次のような学問的営為を展開していることである(10月9日河北新報)。

①松宮孝明立命館大学教授(刑事法)は、共謀罪を含む「組織犯罪処罰法改定」を批

判。将来の装備に活用」する、②「防衛分野で今まで繋がりの無かった大学や企業等が参入」することによって日本の防衛技術基盤を育成する一こと”。

⑤6年目を迎えた同制度をめぐる状況にはいくつかの変化がみられる。

創設の翌年、日本学術会議が同制度への対応について検討を開始し、軍学共同への反対運動も広がるなかで応募は半減。翌2017年、学術会議は「軍事目的のための科学研究を行わない声明」などを継承し、同制度を「問題が多い」と断じた。この制度に参加しない方針を決めた大学・研究機関は増えているのである。

⑥③政府はこのような状況に対し危機感を抱き、学問・研究の分野でも政府支配を強化する必要があると判断し、学術会議の再編(解体)に乗り出したのだ。

④任命拒否の人事を菅首相が最終的に決裁したのは2020年9月28日。関係者によると、政府の事務方トップである杉田官房副長官(公安警察出身)が首相の決裁前に推薦リストから外す6人を選別した(10月11日赤旗)。なお、その人的再編のリスト外しを行った杉田官房副長官の果たした役割については後述する。

判。

◎小沢隆一東京慈恵医大教授(憲法)は、安全保障関連法の廃案を主張(中央公聴会)。

①岡田正則早稲田大学教授(行政法)は、辺野古米軍基地移転に抗議声明への参加。

◎宇野重企東大教授(政治学)は、「安全保障関連法に反対する学者の会」の呼び掛

け人。

①加藤陽子東大教授（歴史学）は、「特定秘密保護法に反対する学者の会」に参加。

⑧芦名定道京大教授（キリスト教学）は「安全保障関連法に反対する学者の会」の賛同者。

(2) ①ではこの6人は、学会で学者・研究者としてどのような評価を受けているか。私の専門分野の刑事法専攻の松宮教授の例を記せば、2020年10月23日発表の「日本学術会議会員任命拒否に対する刑事法研究者の声明」（217名による。私も加わった）の中で次のように高い評価が加えられている。

「任命を拒否された6名のうちの1名は、長年にわたり日本刑法学会の理事を務めている刑事法研究者である。質量ともに圧倒的な研究業績を誇り、日本を代表する刑事法研究者のひとりであることは衆目の一致するところである。科学者コミュニティの代表としての適格性には、まったく疑いがない。それだけに、今回の事態は、刑事法研究者にとって驚愕の出来事であった。

刑事法研究者は、戦前の滝川事件で言論弾圧の対象になった経験を有している。刑事法学は、性質上、国家権力と厳しく対立する場合もある学問領域である。我々は、刑事法研究に従事するものとして、今回の事態を看過することは到底できない。菅総理は、

九 任命拒否を巡る攻防

(1) 今やこの問題は、日本の研究機関・研究組織・学者が、政治権力等の目指す軍事国家体制強化と対米従属的国家強化への政治的動きに包摂されて、政治権力の僕（しもべ）に墮するか、それとも真理・正義・平和、

6名の会員候補者の任命を拒否した理由を丁寧に説明するとともに、速やかに任命を行うべきである。

②また松宮教授は、学者・研究者として軍事目的の研究に批判的な高い識見の持ち主である。

例えば10月22日京都市で開かれた「日本学術会議への政治介入に抗議し、説明・撤回を求める京都緊急集会」で松宮教授が行った特別報告は、軍事研究と学問の自由が相いれないことを次のように明快に述べている（10月22日赤旗）（要旨）。

「日本学術会議は当初から軍事研究に反対しています。大事なことは、軍事研究それ自体が「学問の自由」を害するものだという事です。もし軍事研究で成果をあげても、それを公表することはできません。それどころか公表すれば特定秘密保護法に違反し犯罪になってしまいます。成果を公表できなければ研究者としてキャリアアップの道も閉ざされます。学問研究の成果は人類社会の福祉に用いられなければいけないと考えると、公表の自由も「学問の自由」の一つを成していると考えます。軍事研究と「学問の自由」は相いれないものです。」

(3) 松宮教授のみではない。6人は、学者・研究者の良心に賭けて、戦争に連なる動きに「学問」の名に於いて批判している。このことが真の拒否理由なのである。

福祉、人権、自由の擁護者として学問・研究の本来的役割を全うすることができるか、の焦点となっている。

そうであるだけに政治権力、軍事権力、警察権力、右翼勢力などの支配層は、学術会議

の弱体化・解体・廃止に向けて総力を挙げ権謀術数の限りを尽くしている。

(2) ①初めにその例として、右翼団体の動き、改憲右翼団体の蠢動を記す(10月24日赤旗)。

改憲右翼団体「日本会議」のフロント組織「国家基本問題研究所」(桜井よし子理事長、田久保忠衛副理事長=日本会議会長)は、10月23日付「読売」「日経」「産経」に「日本学術会議は廃止せよ」と題する意見広告を出した。

広告は「日本を否定することが正義であるとする戦後レジームの『遺物』は、即刻廃止すべき」「学術会議は、その代表格だ」と攻撃。連合国軍総司令部(GHQ)が同会議に「異常な関心を示した」ことなどを根拠に「日本弱体化を目指した当時のGHQは学術会議にも憲法と同様の役割を期待した」などと描く。

広告はさらに、同会議が「軍事目的の科学研究は絶対に行わない」との声明を何度も出したことを挙げ、「憲法も学術会議も国家・国民の足枷と化した」「真の独立国家としての土台を蝕む組織は、一掃すべきだ」とする。

②ここには支配層の本音がむき出しに現れている。なお、菅首相は、日本会議と一心同体の「日本会議国会議員懇談会」の副会長。

(3) 菅首相の手口

①@菅首相は、人事権を違法に駆使・悪用して学術会議から独立性を奪い、政権の従属機関と化そうと企てている。これが今回の任命拒否の菅首相の狙いであり手口である。だがこの手口は今回が初めてではない。前川喜平元文部次官は次のようにリアルに

記している(「破られた砦と奪われた自由」世界2020年12月号)。

⑥菅首相は官房長官時代、杉田官房副長官の補佐を得て、人事権を駆使することにより官僚組織を支配した。その人事による支配は審議会にも及んだ。

私が経験したのは2016年の文化審議会文化功労者選考分科会の委員2人の「任命拒否」だ。閣議了解が必要な人事だったので、2016年の8月、文部科学事務次官だった私は候補者名簿を首相官邸の杉田氏のもとへ持参した。すると一週間ほどして杉田氏から呼び出され、2人の差し替えを指示された。

理由は安倍政権を批判する言動だった。一人の学者は「安全保障関連法に反対する学者の会」に入っていた。もう一人の文化人は、週刊誌などで政権批判的な発言をしたことがあった。

文部科学大臣がいったん了解した案を覆したのだから、杉田氏の一存ではなく、菅官房長官の意見を反映していたに違いない。差し替えの理由とされた情報は、杉田氏が内閣情報調査室に指示して集めたのだろう。

今回の菅首相による日本学術会議の会員任命拒否は、こうした審議会人事の延長線上にある。

⑦続けて前川氏は、任命拒否の狙いが学術会議の解体であり、草の根の市民の自由が奪われ始めている、として警鐘を鳴らしている。なおここで名前が上がっている杉田和博氏とは公安警察出身の官僚である。官僚、マスコミ、学者の個人情報に精通し、今回の任命拒否の6人についての決裁につき菅首相に説明したとされる人物である(世界2020年12月号)。

②③加えて、片山善博氏氏（前鳥取県知事・元総務大臣・早大教授）が記している今回の経緯（手口）について要約的に紹介する（「学術会議会員候補6人の任命拒否事件を診る」世界2020年12月号）。

④おそらく、総理もその周辺も、6人の任命拒否は内輪の問題として処理できると踏んでいたのだと思う。ここでいう「内輪」とは、官邸と学術会議との間という意味である。報道が伝えるここ数年間の両者のやり取りからは、政権側の強いメッセージが窺える。それは正式に推薦者名簿を出す前にちゃんと相談に来いということである。事前の意見交換や下打ち合わせを通じて、政権が納得できる推薦リストを学術会議側に整えてもらう。そうすれば、外見上学術会議の推薦どおりに任命したことになり、法律の規定に違反しない。この問題に関する中曽根元総理の過去の答弁とも齟齬が生じない。こうした事前の下打ち合わせは、例えば自治体が補助金申請書を国に提出する際など、霞が関ではごく日常的である。それを政権は学術会議に求めたのだらう。

ところがこのたびの推薦に当たっては、学術会議側は筋を通してそうしたやり取りを拒んだようだ。それに対して政権が強く反発し、学術会議側に政権の意思をわからせようとしてとった手段が6人の任命拒否ではなかったか。

政権は今、この問題の見通しを誤ったことをちょっぴり悔やんでいるはずだ。あくまで納得できる説明を求めてやまない人たちだったのである。

納得できる説明をと今さら求められても、もともと政権は説明責任意識が欠けている上に、こんな展開になることを予想してい

なかったもので、気の利いた答えなど持ち合わせていない。さりとて、元に戻して105人全員を任命するのでは権威が失墜する。ここはほっかむりして「人の噂も75日」が過ぎるのをひたすら待つしかない。

以上がお粗末な経緯ではないかと睨んでいる。

(4)①以上で紹介した2氏の指摘に学ぶべきことは、さし当り2点であると考え。第1点は、安倍・菅内閣による審議会や学術会議の人事が、公安警察の手口で行う情報収集や判断に基づいて行われていることである。

第2点は、内閣が学術会議との「事前の打ち合わせ」で「相談」して「すり合わせ」「調整」し、内閣の意に反する人物を学術会議会員から排除しようと企み、この術策が成功すると高を括っていたことである。

②第1点を人的に体現しているのが杉田氏である。

この醜悪な事実の全容は、公安警察の活動の暗黒・秘密面に深く係わることである。が、何れ明らかにされるであろう。

③そこで第2点に関連することがらとして、菅首相が任命拒否理由として国会でどのような答弁・説明をしてきたかを、項を改めて辿ってみることとする（11月8日赤旗参照）。

(5)①②総合的・俯瞰的な活動を確保する観点から判断した。

③推薦の通りに任命しなければならないというわけではない。これは内閣法制局の了解を得た政府の一貫した考えだ。

④若い人が極端に少ない。一部の大学に偏っている。多様性が大事だ。

⑤今回は推薦前の調整が働かず、任命に

至らなかった者が生じた。

②以上のような拒否理由について、検討すれば次の通りである。

④「総合的・俯瞰的観点」とは、語義的には広く高い見地に立つことを意味するが、6人の任命拒否の理由とどう結びつくのかは全く不明である。おそらく説明できないのだ。

現に菅首相は、人事に関することであり答えは差し控えるとするのみで、答弁不能に陥っている。

⑥内閣法制局の了解を得た考えに基づくとする点は（その時点は2018年11月5日だと答弁しているが）、政府内部間の内輪の、「学問の自由」侵害の違憲の密室解釈であって、権威なき代物であり、何ら法的理由となり得ないものだ（前述）。

③多様性が大事だとする点は、今回の任命拒否は全く逆方向に作用する。つまり6人の任命拒否により、大学の偏り、私立大学

の少なさ、民間・若手の少なさ、女性の少なさなど、菅首相の挙げる会員人事構成の「偏り」なるものは、全く是正されていない。逆にこれと矛盾する状態の作出・拡張をもたらすからである。

しかも学術会議は、「ジェンダーや地域・所属機関の違いを考慮して科学者コミュニティの多様な在り方なるべく反映されるよう苦心を重ねている」（10月29日の幹事会後の記者会見）というのである（11月15日赤旗）。

④このようにして菅首相の掲げた任命拒否の「正当化」論は、ことごとく支離滅裂であり、破綻している。

ここで持ち出したのが「事前調整」論である。この「事前調整」論を項を改めて検討する。ここに菅政権による任命拒否措置の手口がよく現れていると考えるからである（なおこの見方は片山氏が指摘していた。前掲世界2020年12月号参照）。

一〇 「事前調整」という手口

(1) ①2020年11月5日、菅首相は参院予算委での答弁で、任命拒否の経過につき“加藤官房長官と杉田副長官に(学術会議に対する)懸念を伝え、副長官からその後に相談があり99人の任命(6人除外)の判断をした(9月24日)と答弁した(11月6日赤旗)。そして、以前は推薦名簿の提出前に内閣府と学術会議会長との間で一定の調整が行われていたが、今回の任命では調整が働かず、結果として任命に至らない者が生じた、とする「事前調整」論を持ち出した(なお、「事前調整」が行われたのは2017年(前回の任命手続)と述べた)(11月7日赤旗)。

②調整の中身を明らかにせよとする追及(小池議員・共)に対して、菅首相は“任命にあたっての考え方をすり合わせた”として大要次のように述べた(11月8日赤旗)。

(小池) 総理は昨日、自民党の質問に対して「以前は内閣府の事務局などと学術会議の会長との間で一定の調整が行われていた」と答弁されました。「以前」とはいつのことですか。

(首相) 今回でなくその前です。多分3年前だと思います。

(小池) 2017年の半数改選時ということですか。

(首相) そうです。

(小池)「以前」と言うけど、1回だけだったということですね。「一定の調整」というのは何ですか。

(首相) 人事のプロセスについては基本的には説明を控えさせていただいていますが、可能な範囲で申し上げれば、以前は、学術会議から正式の推薦名簿が提出される前に、さまざまな意見交換の中で内閣府の事務局などと学術会議の会長との間で一定の調整が行われていたと。ここは、一昨日、官房長官が申し上げたところでありまして。(小池「一定の調整」なんて言っていないですよ)

(首相) ちょっとお待ちください。今、官房長官の件、私、失礼しました。学術会議から正式な推薦名簿を提出する改選前においてもさまざまな意見交換が内閣府の事務局と学術会議の会長との間で行われていた。そうしたやりとりを踏まえながら、場合によっては、補充人事というんでしょうか、それが出されていなかったという場合もある、結果的に日本学術会議の推薦を行えなかった。こういうことを11月4日に発言しています。(「答えていない」などのヤジ)。

(首相) 一定の調整でありますけれども、任命に当たっての考え方を申し上げて意見交換をしたと。まあ、そういうことです。

(小池) いや、意見交換だけじゃないでしょう。一定の調整でしょう。意見交換の結果、どういう調整をしたんですかと私は聞いているんです。

(首相) これ、3年前の話ですけれども、任命に当たっての考え方を申し上げ、意見交換を行ったということでありまして。内容については差し控えたい。

(小池) 一定の調整の中身は全く答えていません。

(首相) 人事のプロセス(経過)の説明は差し控えますが、任命に当たっての考え方を申し上げ、その意見交換をした。

(小池) 人事だから言えないということは、個別の人事に関わる調整をやったということですね。

(首相) 調整については、任命に当たって考え方をすり合わせたということでありまして。

(小池) 推薦する前に介入したんじゃないですか。それを学術会議側が協議に応じなかった、あるいは合意しなかった。で、一定の調整ができなかった。そうすると、今回のように任命を拒否することがあり得るんだと。これは露骨な政治介入じゃないですか。そのことを認めますか。

<首相は「任命権者である内閣総理大臣が行う任命権の行使が会議の職務の独立性を侵害することになるとは考えていない」と繰り返した。>

(加藤官房長官) 先ほど総理答弁がされたように、この推薦名簿が提出する前において、私どもの任命に当たっての考え方等について、学術会議側あるいは事務局を介してそれぞれ意見交換をしてきたということでありまして。それを踏まえて、当然、学術会議はご自身の判断で推薦名簿を出され、そして、その推薦名簿について、私どもは、従前総理が申し上げているように、まさに任命の考え方にのっとって判断をさせていただいた、こういうプロセスであります。

(小池) いや、だから、僕が言った通りじゃないですか。会員候補者の選考と推薦の段階で政府は意見を言えますと、で、意見が容れられなければ任命をしないこともできると、そういうことですねと。なんで違うのか説明してください。

(加藤官房長官) ですから、あくまでも考え方を申し上げているので、こうじゃなきゃ駄目だとか、そういう話ではないわけで、それを踏まえて正式な推薦名簿が出されてきた。それを踏まえて、われわれが任命の考え方にのっとって任命をする、あるいは任命にいたらない方が結果として出てきたと、こういうことであります。

(首相) 今、官房長官が答えたことと一緒であります。

(小池) 総理がこんなことでいいんですか。総理の言葉でしゃべってください。

(首相) 推薦前において任命の考え方のすり合わせを行った、それを踏まえて推薦名簿が出てきて、それを受けて任命の考え方に基づいて任命を行ったというプロセスであります。

(小池) 要するに、推薦前の段階で政府が

意見を伝えて、それに基づいてすり合わせ、それで名簿が出来てくる。介入なんですよ。これは。

(首相) 一定の調整ということは初めてですが、それは任命の考え方のすり合わせという意味であって、前日に官房長官が意見交換などと答弁したものと同じであります。

(小池) 全く違うと思います。大体、総理は、最初は「総合的・俯瞰的」、次は「多様性が大事だ」「旧帝国大学の比率が高い」「私立大学の比率が低い」と。それで、実際の任命と矛盾するんじゃないかと言われたら、「個人の任命の判断とは直結しない」と言い始めた。もう本当にくるくるくると説明が変わって、ついに「会員の選考と推薦の段階から政府が介入します宣言」を昨日やったわけでしょう。露骨な「政治介入宣言」ですよ。

一一 「事前調整」の正体

(1) ①菅首相の持ち出した「事前調整」の正体とは、小池議員との質疑の中で明らかにされたように、政府による事前の露骨な人事介入そのものであり、具体的には学術会議による推薦名簿の変更の強要である。そして、2017年に行ったことがあるという。

②その違法性については論を俟たないが、2017年に行ったという答弁の虚偽性も問題である。当時の学術会議会長大西隆東大名誉教授は次のように述べて、選考の「経過説明」はしたが「調整」ではないとして事実を否定している(11月8日赤旗)。

“首相は任命拒否について、「以前は学術会議の推薦名簿が出る前に、政府と学術会

議側で一定の調整が行われていた」「(今回は)推薦前の調整が働かず、任命に至らなかった者が生じた」と答弁しました。

2017年の会員の半数改選で、官邸側の求めに応じて選考の途中、しかし選考委員会で候補者を絞り込んだ段階で経過の説明を行いました。しかし首相の言う「調整」が「推薦名簿の変更」を意味するのであれば、調整したという事実はありません。

補欠に相当する人を含んだ資料も示しましたが、選考に関する協議ではないことを双方が承知していたと思います。選考はあくまで学術会議の役割だからです。

首相は会議を批判し、現状を「懸念してきた」と語っています。私は官房長官時代の菅

氏に、推薦候補の説明のため何度か会ってききましたが、こうした懸念を聞かされたことがありません。”

③菅義偉首相による日本学術会議の会員候補6人の任命拒否問題に関する野党ヒヤリングが11月9日、国会内で開かれ、大西隆元会長が出席し、菅首相が国会で「推薦前の(事前)調整が働かず、任命に至らなかった者が生じた」と答弁したことについて、名簿の修正をしたことはないと改めて説明した。大西氏は2017年の会員の半数改選に際に官邸側の求めに応じて選考途中で説明を行ったとしたが、「調整ではなく説明」「調整という(名簿)修正を含む概念になるかもしれないが、そうではない」と語った。

また、2018年に内閣府日本学術会議事務局が内閣法制局に確認して作成したとされる「推薦のとおり任命する義務があるとまでは言えない」とする文書について、大西氏は「自発的に学術会議の事務局から出たとは思えない」と指摘した(11月10日赤旗)。

(2)①以上のような事実経過の中で注目したいことは、政権側が「事前調整」の名目(説明)で学術会議人事への介入を周到に企み準備していたことである。

②③その目的・狙いは学者・研究者の軍事研究への利用・動員である。このことは、これ迄述べたことから明らかであるが、それに次の事実をつけ加える(11月19日赤旗)。

「政府・自民党が進めようとしている日本学術会議の在り方の見直しをめぐり、井上信治科学技術担当相は11月17日の参院内閣委員会で、民生技術を軍事転用する「デ

ュアルユース」(軍民両用)について検討するよう、学術会議に伝えた」と明かした。

井上氏は、自民党の山谷議員から、学術会議の「改革」の検討項目に軍民両用の問題が含まれていないと問われ、「デュアルユースについては、時代の変化に合わせて冷静に考えていかなければいけない問題だ」と答弁。こうした考えを学術会議の梶田隆章会長にも伝えたことと明かし、井上氏は「まずは学術会議自身でどう検討をされるのか、待っている」と述べた。

この答弁からも、政権の意図が、学術会議の変容、つまり軍事研究協力への主体的変化の促進であることは明らかである。

④そして主体的変化が期待できないと判断した場合には、もっと積極的な学術会議の強権的再編成・改悪(解体)に踏み切るであろう。

⑤現にこの学術会議改編の企みが行政改革の一環とする事務局体制の弱体化の形で始動している(11月24日河北新報)。

政府が行政改革の検証対象とする日本学術会議の事務局体制に関し、正職員が2000年以降2割減っていることが11月23日に分かった(15年には政府の有識者委員会が「格段の増強が必要」と提言したものの、正職員の増員はなく、非常勤の専門職2人の拡充にとどまることも判明した)。

行革を含む政府の学術会議の在り方の検証は、任命拒否問題からの「論点ずらし」との批判が出ている。過去の議論や人員の推移を踏まえた検討がなされなければ、批判が強まる可能性がある。会員経験者からは「しっかりと機能を果たすには事務局の強化が必須」との声が上がっている。事務局への取材や政府の予算資料で判明した事務局

の正職員の定員は、2000年度63人だったが減少傾向が続き、2018年度以降

は50人となっている。

一二 抗議運動の拡がり

(1)①②しかし、この学術会議攻撃の企みは成功しないであろう。抗議の動きが、学界のみならず、市民の組織・団体・サークルなどにより広く展開されており、自由・人権・民主・平和・福祉を求める民主主義・平和・人権運動と反動・ファシズム的政治勢力との対決となっているのである。この動きの全容を記すことはできないので、次のことだけを記す(11月1日赤旗)

任命拒否が明らかになった10月1日からわずか一カ月間で、670の学協会や大学・大学人をはじめ、自然保護団体や消費者団体、映画人、作家、ジャーナリストなど幅広い団体から、任命拒否への抗議声明が出されている(「安全保障関連法に反対する学者の会」の調査(10月30日現在))。ほとんどの声明は、任命拒否を、日本学術会議法に反し憲法の「学問の自由」に反すると批判。任命拒否の問題を精神の自由な活動への侵害であり、民主主義の危機と捉えている。

③多くの自然科学系の学会も声明を出している。日本数学会や日本物理学会など95団体や、医学関係の136団体が加盟する日本医学会連合が任命拒否を批判する声明を出している。

政治学、法学、歴史学、思想・哲学の学会のほかに、「日本学術会議に対する不当な介入」(日本ポピュラー音楽学会)、「6名を任命しなかったことに抗議」(日本儒教学会)などを含め、社会学や教育学、経済学、芸術、宗教学、スポーツ学など幅広い分野からも

抗議の声が上がっている。

「民主主義社会の根幹をも否定しかねない」(歴史学研究会)、「民主主義と人権尊重という価値観を否定する危険性をはらむもの」(日本女性学会)、「対話を欠いた強権的な統治が学問や文化に対して行われることになる」(岩切国際基督教大学長)、任命拒否は学問の問題にとどまらない民主主義の問題、国民全体の問題と指摘している。

④学会と大学・大学人以外にも抗議の声は広がっている。労働組合や日本弁護士連合会など法曹界関係、宗教団体、日本ペンクラブ、映画人有志など表現者など、136団体が任命拒否に抗議する声明を出している。

⑤日本自然保護協会、日本野鳥の会、世界自然保護基金ジャパンの3団体が自然保護の観点から出した声明は、学術会議の提言が自然保護団体の「理論的拠り所どころ」になってきたと指摘。任命拒否は「自由な議論への圧力ともなり、不要な忖度や萎縮を引き起こし、政策の適切な実施を阻害する」と主張する。

日本消費者連盟の声明は、任命拒否を「民主主義に対する権力の挑戦」と批判。「次に来るのは市民活動に対する締め付けであり、規制の強化であることは容易に想定できる」と述べた。宗教法人の生長の家は「科学的真理の探求を操作しようとする政治が、宗教的真理の探求を尊重するなどということはありません」と警告する。(11月7日赤旗)。

⑥人文科学系226の学会は11月6日、日本学術会議会員への任命拒否撤回を求め、

共同で声明を発表し、哲学、宗教学、歴史学、教育学など10学会の代表が日本記者クラブで会見を開いた（幅広い人文社会系学会が一つにまとまって意見を表明するのは、歴史的に初めて）。

共同声明は、任命拒否撤回を求めた日本学術会議の要望書（10月2日）に賛同し、任命されない理由の説明と6人の任命の速やかな実現を求めている。

10月14日に、この問題に対応するた

一三 結び

（1）以上に概観したように、任命拒否に対する批判と抗議の波は、幅広く展開されている。このことは、任命拒否が「学問の自由」「思想・良心の自由」「表現の自由」などの精神的営みの自由・独立な展開への強権的抑圧・剥奪だと捉える国民各階層の反撃であることを如実に示している。

（2）学問とは、自由、人権、平和、福祉、

追 補

一 （1）2020年11月26日、井上科学技術担当相は、梶田学術会議会長との会談終了後に、“学術会議を国の機関からの切り離しも検討すべきだと提案した”と明らかにした。

一方、学術会議側は、同会談に先立ち同日夕方に記者会見し、民間組織への改組について小林第一部幹事が大要次のように述べた。

“設置形態はその国の学術発展の歴史と不可分だ。日本の学術は明治時代、西洋化を目指して国が主導してきた。欧米のアカデミー（学問・芸術分野における各分野の最高

めの分野横断的な「人文社会系学協会連合連絡会」が創設され、同月28日から声明への参加・賛同を呼びかけ、11月6日現在226学会が参加・賛同。理事会有志によるものを含めると全体で256学会となっている。

（2）人文社会系310学協会は、12月2日共同声明を英語で発表し、任命拒否の非を世界に訴えた（12月3日赤旗）。

正義を良心と理性を賭けて人類のために探究・追求する営みであり、人類の「希望ある未来」を用意する。

（3）「学問」を抑圧する政治権力には未来はない。このことを結語とし、一旦本稿を閉

じ る 。

（2020年11月22日）

権威者を集めて作る団体で、1470年フィレンツェで創設された）は政府組織ではないものの学術の歴史が違う”と述べた（11月28日赤旗）。井上発言のようなやり方で学術会議の運営が本当にうまくいくかはよく考えるべきだとする、慎重で批判的態度を表明したのである。

（2）このような政府の動きには次のような問題点があると考えます。

第1点は、16人の任命拒否の問題を学術会議の設置形態の問題にすり替えて学術会議を国の機関から切り離そうとする企みが、政府内で進められていることである。

第2点は、このような企みがいかなる形態を目指すのか、その形態が「学問の自由」を保障する憲法的見地からみて、果たして適正かつ適法・合憲といえるのかである。

(3) 第1点について、田村議員(共)は11月27日の記者会見で、“6人の任命拒否にふたをする論点そらしのやり方である”と批判し、井上発言を“やってはならないことだ”と指摘した。そして学術会議は政府から独立した機関であり、この独立機関に対して何の権限に基づきどこで協議をしてこのような踏み込んだ意見を押し付けるのか、と批判した。

さらに、同議員は“学術会議の民営化が必要だとする議論は起きていない。安倍前政権のもとで総合科学技術会議提言に沿って見直しが行われ、2015年に同会議の在り方を評価する報告書がまとめられている”と指摘した(11月28日赤旗)。

(4) 田村議員の批判・指摘は、井上発言の方向が論点そらしであり問題のすり替えであるとして鋭く批判しており、正鵠を射ていると考える。

のみならず、任命拒否をきっかけとする学術会議の抜本的改編・解体が菅政府の狙いの根源にあることを示している。

二 (1) 右の狙いを持つ任命拒否についての世界のアカデミーからの批判・懸念

「ISCは、日本学術会議がISCに加盟しており、その結果、国際的な交流と連携を通じた学術の発展を促進するためのコミュニケーションの拡大と緊密な協力の機会がもたらされていることを大変高く評価しています。

21世紀の世界が直面する最も緊急の問題のいくつかに対して、最先端の科学を推進することによって効果的かつ公平な解決策を確保しようというビジョンを共有し、自由で責任ある学術の実践こそが学術の進歩並びに人間の福利及び環境の健全性にとって不可欠であるという価値観を共有する私たちは、日本における最高の独立した学術機関の推薦が菅内閣総理大臣に認められなかったことを懸念しております。最も重要なことは、学術に関わ

が強い(11月27日赤旗)。

日本学術会議梶田会長は11月26日会見し、菅首相による会員の任命拒否について、国際学術会議(ダヤ・レディ会長)が「学問の自由」に与える影響はきわめて深刻だと表明した書簡の全文を公表した(国際学術会議は40の国際的な学術団体と140以上の国や地域を代表する学術団体が加盟する組織)。

書簡は11月17日付で、梶田会長にあてたもの。このなかで国際学術会議は、「日本における最高の独立した、学術機関の推薦が菅総理大臣に認められなかったことを懸念している」と表明している。

菅首相の決定については、「透明性を欠いている」と指摘し「このことが日本における学問の自由に与える影響をきわめて深刻にとらえている」と述べている。

また「最も重要なこと」として、学術に関わる諸決定が「政治的な統制や圧力の対象となってはならない」と強調している。書簡は最後に、「世界の学術を代表するもの」として、日本学術会議に「強力な支援を提供する」と表明。「前向きな解決がなされることを期待している」と結んでいる。

(2) ①同書簡の全訳が赤旗12月1日に掲載されている。その中の重要部分は次の通りである。

る諸決定（学術会議の優先順位や範囲に関するものを含む）は、国際的な学術コミュニティで受け入れられている学術の誠実さに求められる条件（scientific integrity constraints）にしたがって行われるものであり、それが、政治的な統制や圧力の対象となつてはならないということです。

国際学術会議は、自由で責任ある学術の実践を提唱しており、それには以下のことが含まれます。

- ・学術の進歩並びに人間の福利及び環境の健全性にとって不可欠なものとしての自由で責任のある学術の実践。このような実践には、そのすべての側面において、科学者の移動の自由、結社の自由、表現の自由及びコミュニケーションの自由、並びにデータや情報への公平なアクセスの保障が必要です。

- ・あらゆるレベルにおいて、学術研究を誠実に遂行し伝達する責任。

したがって、世界の学術を代表するものとして、ISCが、学術の最高議決機関のメンバーを推薦する際の学術上の選択の自由を擁護し、確保することに取り組む日本学術会議に強力な支援を提供することが適切だと考えています。

本件について前向きな解決がなされることを期待しております。 」

②この書簡から学ぶべき点は、学術に関わる諸決定および学術の実践にとって、自由（表現・コミュニケーションの自由）が必要であること、政治的統制や圧力の対象となつてはならないこと、以上のことは国際的な学術コミュニティの共通条件であること、である。

③①第2点については、現在の段階では学術会議の改編・解体の企みの方向性や内容が明らかにされているとはいえない。

が、その方向性が学術会議への予算の削減や打ち切りによる財政的締め付けの強化と、

②公安警察的情報操作による会員人事への間接的介入の強化とによる、「政府癒着型」「軍産奉仕型」の学術会議への改編・変容であることが予測される。

公安警察的情報操作についてのおぞましさにつき、次のような赤旗記事（11月25日）を参考資料として掲記する。

だれが、いつ、6人を排除する案を作成したのか、疑問が浮上した。

③今国会の衆参予算委員会で、野党議員がこの問題を追及。菅首相は、任命拒否の決裁に至るまでの経過を説明した。

——9月16日の首相就任後、菅自身が以前から学術会議に対して抱いていた「懸念」について、杉田官房副長官らに改めて伝えた。

——その後、杉田氏から6人を外すと相談があり、菅首相が6人を除外すると判断した。

——除外の判断を、杉田氏を通じて内閣府に伝えた。

内閣府が99人の任命決裁案を起案。それに基づいて9月28日に菅首相が決裁した。

そのいずれにも杉田氏が深く関与しているという。

④学術会議元幹部らによると、杉田氏は安倍政権下でも人事介入に関わってい

た。

3人の補充人事が進められていた2016年夏のこと。元幹部によると、補充が必要な3つのポストに2人ずつ、それぞれ1位と2位の順位をつけて計6人を官邸側に示した。元幹部は、「このリストに難色を示されたという説明を、当時の大西隆会長がした。順位を入れ替えるよう言われたという。難色を示したのは杉田官房副長官ということだった」と証言する。官邸側の前例のない要求にどう対応するか、同会議の選考委員会で議論したものの結論に至らず、最終的に補充は行われなかった。

③では杉田氏はどんな人物か。1966年警察庁に入庁。2004年に退官するまで、警察庁警備局長や内閣情報調査室長を務めている。いずれもスパイ活動をする公安部門の責任者だ。

2012年12月の第二次安倍政権発足に伴い官房副長官に就任し、菅政権でも続投。現在は省庁の幹部職員人事を管理する内閣人事局長も兼務している。3人いる官房副長官のうち杉田氏が事務担当。杉田氏を知る省庁の元幹部はこう証

言する。

「事務担当の副長官は官僚のトップで、『官僚の中の官僚』と呼ばれる。本来は省庁間の利害対立を調整したり、政治家と官僚との関係を調整したりする。かつての副長官は官僚の側で調整していたが、杉田氏は政治の立場にたっている」

この元幹部は「杉田氏は菅氏の官房長官時代からの部下という性格が強い。今回の任命拒否は責任全部が菅首相にある」と指摘する。

④この記事で重要な点は、公安警察的
手口で官僚人事が行われていることである。このことは今回の6名の任命拒否人事が如実に示している。

出所不明の秘密情報によって官僚の人事が行われることのおぞましさと不当さは説明を要しないほど明らかである。

四 (1) 安倍政権・菅政権の下で、政治権力による人事権の権力的な違法行使・濫用は他の分野でも横行している。その恐るべき実態を一覧表にしたものを掲記すれば次の通りである(11月30日赤旗)。

安倍・菅政権が行ってきた恣意的人事(次ページ)

公務員	内閣法制局長官	2013年 8月	内部昇格の慣例を破り、集団的自衛権行使容認派の小松一郎駐フランス大使を起用
	内閣人事局の創設	2014年5月	中央省庁の幹部人事を一元管理うる内閣人事局を発足
司法	最高裁判事 (裁判官枠)	2012年以降	欠員となった「裁判官枠」(1人)の判事の後任を最高裁が慣例に従い1人を推薦したのに対し2人の推薦を要求。
	最高裁判事 (弁護士枠)	2017年1月	「弁護士枠」の判事を日本弁護士連合会のリスト以外から任命。

メディア	検察庁幹部	2020年1月	黒川東京高検検事長の定年延長を閣議決定。さらに検察官幹部の任期延長を可能にする検察庁法改悪案を国会に提出。
	NHK 会長	2013～14年	作家の百田尚樹氏など安倍首相（当時）に近い人物を会長人事を担う NHK 経営委員会に会長に選任された舛井勝人氏が日本軍「慰安婦」問題で暴言。
学術	学術会議会員	2020年10月	日本学術会議が推薦した新会員のうち6人を菅首相が任命拒否。

(2) この表で注目すべきことは、いずれも大なり小なり独立性を要求される人事について行われていることである（なお、検察庁法改悪案は廃案となった。安倍内閣時代の人事にも菅が関与している）。

五 最後に、まとめに代えて3点を指摘する。

①強権的な秘密警察・公安警察的手法の政治的人事は、政治権力の政治的統治力の弱体化の表れである。

②学問の持つ力量を軽視する政治権力には、自由で平和で平等な未来社会を構想し展望する能力が枯渇する。

③未来なき政治権力が早晩衰退することは、歴史の鉄則である。(2020年12月1日了)